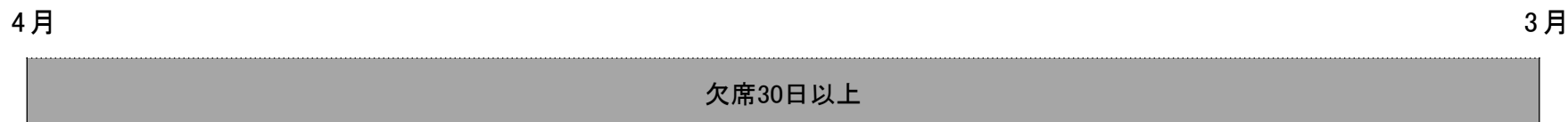


「不登校児童生徒」とは（文部科学省の定義）

何らかの心理的，情緒的，身体的，あるいは社会的要因・背景により，登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち，病気や経済的な理由による者を除いたもの。

2 不登校とは

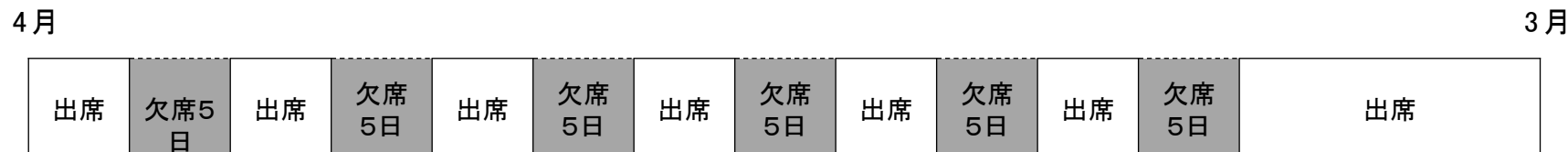
(1) 年間を通じて欠席する場合



(2) 連続して30日欠席する場合



(3) 短い期間の欠席を重ね、欠席数が30日となった場合



※児童生徒が登校しなければならない日数 年間約200日程度